

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
①一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	460円	370円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者	420円	
②厚生労働大臣が定める者【=重篤な病状又は集中的治療を要する者等】(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		生活療養(Ⅰ)460円 生活療養(Ⅱ)420円	370円
③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		260円	0円
④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない者)		210円	370円
⑤低所得者Ⅱ 【重篤な病状又は集中的治療を要する者等】	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者	210円	370円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者	160円	
⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者	210円	0円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者	160円	
⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		130円	370円
⑧低所得者Ⅰ【重篤な病状又は集中的治療を要する者等】		100円	370円
⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者) ⑩低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当者		100円	0円